

政策整理番号	6	施策番号	1	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)			
対象年度	H18	作成部課室	総務部 消防課	関係部課室	保健福祉部 医療整備課		
政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり				政策番号	1 - 2 - 1	
施策番号	1	施策名	救急搬送体制の整備				
施策概要	"万が一"の事故や急病になった場合、「いつ、どこにいても」救急患者に対し、高度な救急処置を施しながら、素早く安全に病院まで運ぶ体制づくりを目指します。						
政策評価指標 / 達成度	救急車現場到着時間の全国対比值		A	県救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合		A	
	活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合		A	活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合		B	

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している) ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	市町村振興総合補助金(地域振興課所管) 【地域振興課】	市町村・一部事務組合	一般救急自動車(増隊に限る)の整備費補助	救急自動車の整備費補助(件)	0	0	0	救急隊数の増隊	救急隊数(隊)			
					0	0	0					
2	高度消防防災施設等整備費補助金(消防課所管) 【消防課】	市町村・一部事務組合	高規格救急自動車の整備費補助	高規格救急自動車の整備費補助(件)	2	0	0	高規格救急自動車の運用数の増加	高規格救急自動車運用救急隊数(隊)	3		
					16,484	0	0					
					8242.0							
3	救急振興財団負担金 【消防課】	財団法人救急振興財団	救急救命士の養成等を行う財団への負担金支出	負担金の支出(件)	1	1	1	救急救命士の養成及び資質向上	救急救命士新規養成課程受講数及び薬剤投与講習受講数(人)	20	33	40
					9,200	9,300	9,800					
					9200.0	9300.0	9800.0					
4	県・地域MC協議会運営事業 【消防課】	県・地域メディカルコントロール協議会	メディカルコントロール体制の構築及び運営	気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の認定(人)	26	38	76	気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の認定	気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の認定数(人)	26	38	76
					1,596	3,267	2,031					
					61.4	86.0	26.7					
5	救急高度化教育事業 【消防課】	救急救命士	救急救命士への気管挿管・薬剤投与講習の実施	救急救命士の気管挿管・薬剤投与講習の実施(回)	2	2	2	救急救命士の気管挿管・薬剤投与講習の実施	救急救命士の気管挿管・薬剤投与講習の受講数(人)	50	62	66
					22,977	23,136	21,684					
					11488.5	11568.0	10842.0					
事業費計(千円)					50,257	35,703	33,515					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・いずれの事業も県の関与は適切であり、施策目的・社会経済情勢に照らして必要な事業であり、事業観の重複・矛盾もなく、適切であると判断される。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・一部有効性判断が困難な事業もあるものの、全体として概ね有効であると判断される。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・一部効率性判断が困難な事業もあるものの、全体として概ね効率的であると判断される。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・一部実績のない事業があるものの、全体として概ね適切であると判断される。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・施策目的の実現に向けて、継続すべきである。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・本施策に係る事業は、消防組織法の定める都道府県の事務に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。 ・救急隊の増隊により、救急出動が重なった場合に対応できるようにするため、促進する必要がある。 ・施策目的のための事業が適正に設置されており、重複や目的が矛盾する事業はない。</p>	<p>・市町村・一部事務組合が救急隊増隊のための一般救急自動車整備を実施しなかったため、県補助の実績がなかったため、有効性の判断は困難である。</p>	<p>・市町村・一部事務組合が救急隊増隊のための一般救急自動車整備を実施せず、県補助の実績がなかったため、効率性の判断は困難である。</p>
<p>・本施策に係る事業は、消防組織法の定める都道府県の事務に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。 ・救急救命士の行う処置に対応した高規格救急自動車の整備により、救命率の向上につながるため、促進する必要がある。 ・施策目的のための事業が適正に設置されており、重複や目的が矛盾する事業はない。</p>	<p>・市町村・一部事務組合が国庫補助等による整備を実施したため、県補助の実績がなかったため、有効性の判断は困難である。</p>	<p>・市町村・一部事務組合が国庫補助等による整備を実施し、県補助の実績がなかったため、効率性の判断は困難である。</p>
<p>・本施策に係る事業は、消防組織法の定める都道府県の事務に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。 ・一般救急隊員よりも高度な救命処置を行うことが出来る救急救命士の養成及び薬剤投与を行う救急救命士の養成により、今後も救急業務の高度化を図る必要がある。 ・施策目的のための事業が適正に設置されており、重複や目的が矛盾する事業はない。</p>	<p>・救急救命士数及び薬剤投与を行う救急救命士の認定の要件である講習受講数が増え、救急業務の高度化に寄与した。 ・救急振興財団の実施する講習等を活用せずに救急救命士の新規養成課程及び薬剤投与を実施救急救命士の早期養成を行うことは実質的に困難であり、救急振興財団への負担金は有効と認められる。</p>	<p>・救急振興財団の負担金が増大しているが、成果指標の値も伸びており、効率的に執行されたものと認められる。</p>
<p>・本施策に係る事業は、消防組織法の定める都道府県の事務に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。 ・気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の養成により、救急業務の高度化を図る必要がある。 ・施策目的のための事業が適正に設置されており、重複や目的が矛盾する事業はない。</p>	<p>・気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士数が増え、救急業務の高度化に寄与した。 ・気管挿管・薬剤投与の実施認定は都道府県毎のメディカルコントロール体制のもとで行われることとされており、メディカルコントロール協議会の運営費用は有効と認められる。</p>	<p>・協議会開催回数が減って事業費が減少する一方、成果指標の値も伸びており、効率的に執行されたものと認められる。</p>
<p>・本施策に係る事業は、消防組織法の定める都道府県の事務に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。 ・気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の養成により、救急業務の高度化を図る必要がある。 ・施策目的のための事業が適正に設置されており、重複や目的が矛盾する事業はない。</p>	<p>・気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の認定の条件である講習受講者数が増え、救急業務の高度化に寄与した。 ・気管挿管や薬剤投与の認定を受けるためには、所定の講習・実習を修了する必要があり、これらの講習を実施することは有効と認められる。</p>	<p>・講習実施の事業費が減少する一方、成果指標の値も伸びており、効率的に執行されたものと認められる。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
維持	<p>「宮城の将来ビジョン」における位置づけ</p> <p>取組番号</p> <p>取組名</p> <p>昨年度は事業実績がなかったが、救急隊数増加の迅速化を図るため、整備費補助は継続すべきである。</p>
維持	<p>昨年度は事業実績はなかったが、高規格救急自動車運用隊数増加の迅速化を図るため、整備費補助は継続すべきである。</p>
維持	<p>救急振興財団の実施する講習等を活用せずに救急救命士の新規養成課程及び薬剤投与実施救急救命士の早期養成を行うことは実質的に困難であるので、事業を継続すべきである。</p>
維持	<p>気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の認定はメディカルコントロール協議会でを行うものと位置づけられているので、継続すべきである。</p>
維持	<p>救急救命士の行う処置拡大に早期に対応するため、消防学校における教育事業は継続すべきである。</p>

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号

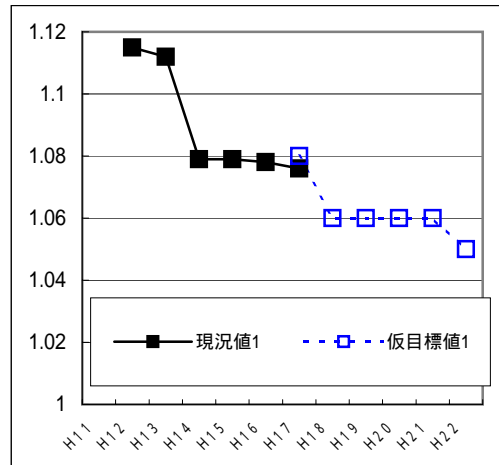
6

施策番号

1

対象年度	H18	作成部課室	総務部 消防課	関係部課室	保健福祉部 医療整備課
政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 2 - 1
施策番号	1	施策名	救急搬送体制の整備		

政策評価指標		単位						
救急車現場到着時間の全国対比值		ポイント						
目標値	H17	-	H22					
			1					
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16		H12	H13	H14	H15	H16	H17
現況値	1.08		1.12	1.11	1.08	1.08	1.08	1.08
仮目標値								1.08
達成度							...	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

本県の平均救急搬送時間(覚知～現場到着) / 全国平均救急搬送時間(覚知～現場到着)の対比

政策評価指標の選定理由

・救急需要の増加により救急搬送時間は全国的に長くなっており本県も例外ではない。このような状況下で、単純な本県の救急搬送時間の経年変化の比較では、救急搬送体制の充実の実態を示すものとは言えないため、全国と本県との対比值を指標とした。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度:A
 ・当県の現場到着時間は+1.4%の伸びであったが、全国平均はそれを上回る+1.6%の伸びを示しており、目標を達成することが出来た。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・近年の全国的な救急需要の増加傾向のなかで、全国平均値との比率を示す指標は有効なものであると考える。

政策評価指標分析カード(整理番号2)

政策整理番号

6

施策番号

1

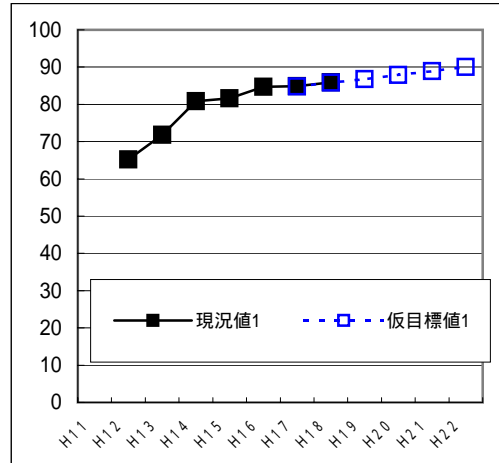
対象年度	H18	作成部課室	総務部 消防課	関係部課室	保健福祉部 医療整備課
政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 2 - 1
施策番号	1	施策名	救急搬送体制の整備		

政策評価指標	単位
--------	----

県救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合	%
----------------------	---

目標値	H17	-	H22	90
-----	-----	---	-----	----

評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	84.7	65.2	71.8	80.8	81.6	84.7	84.9	85.9
仮目標値							84.8	85.8
達成度							A	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

救急救命士運用隊数 / 県内の救急対数の割合

政策評価指標の選定理由

・これまで、県内全ての救急隊に高規格救急自動車を配備することを目標としてきたが、高度救急救命処置の実施には、処置が行える救急救命士運用隊の充実が重要であり、高規格救急自動車でなければ、高度救急救命処置を実施することができないという訳でもないことから、一般救急自動車によるものを含む、救急救命士運用隊の割合を救急搬送体制の高度化を示す指標とした。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・財団法人救急振興財団における救急救命士新規養成課程を活用し、順当に救急救命士を養成することが出来たため、目標を達成することが出来た。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・現場において高度な救命措置をとることが出来る救急救命士の運用率は、救急搬送体制の高度化の指標として有効であるものとする。

政策評価指標分析カード(整理番号3)

政策整理番号

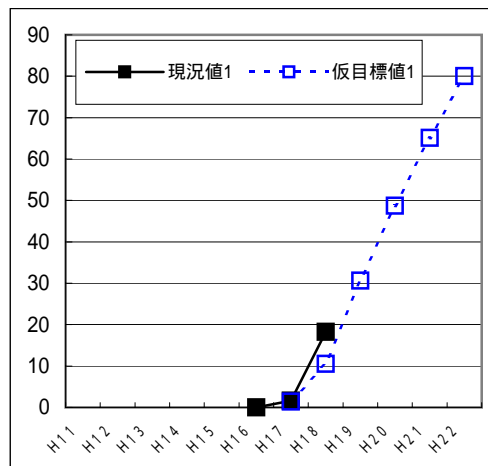
6

施策番号

1

対象年度	H18	作成部課室	総務部 消防課	関係部課室	保健福祉部 医療整備課
政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 2 - 1
施策番号	1	施策名	救急搬送体制の整備		

政策評価指標		単位						
活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合		%						
目標値	H17	-	H22					
			60					
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16					H16	H17	H18
現況値	0.0					0.0	1.7	18.2
仮目標値							1.4	10.5
達成度							A	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

活動救急救命士のうち薬剤投与有資格者 / 県内の活動救急救命士数の割合

政策評価指標の選定理由

・CPA患者等の救命率については、現在該当する事案が少なく、その年々で数値が大きく変動してしまう恐れがあり、救命率をあげるために近年制度化された薬剤投与・薬剤投与の救急救命処置が実施できる救急救命士の有資格者割合を指標とした。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・活動救急救命士の増加が予想を上回ったが、薬剤投与と実施認定が円滑に進み、目標を達成することが出来た。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・近年、救急救命士の処置拡大が図られているところであり、その認定を受けた救急救命士の割合は、救急搬送体制の高度化の指標として有効であるものと考えられる。

政策評価指標分析カード(整理番号4)

政策整理番号

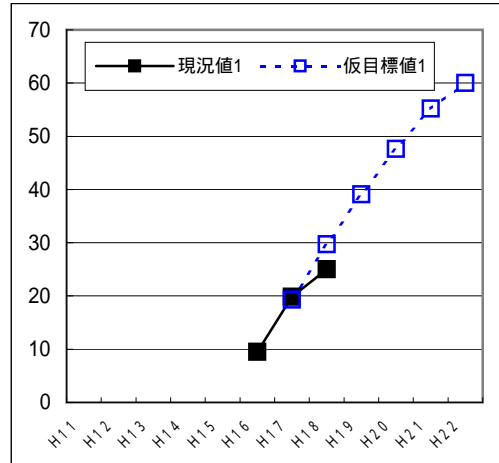
6

施策番号

1

対象年度	H18	作成部課室	総務部 消防課	関係部課室	保健福祉部 医療整備課
政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 2 - 1
施策番号	1	施策名	救急搬送体制の整備		

政策評価指標		単位						
活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合		%						
目標値	H17	-	H22					
			80					
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16					H16	H17	H18
現況値	9.5					9.5	19.9	25.0
仮目標値							19.3	29.7
達成度							A	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

活動救急救命士のうち気管挿管有資格者 / 県内の活動救急救命士数の割合

政策評価指標の選定理由

・CPA患者等の救命率については、現在該当する事案が少なく、その年々で数値が大きく変動してしまう恐れがあり、救命率をあげるために近年制度化された気管挿管・気管挿管の救急救命処置が実施できる救急救命士の有資格者割合を指標とした。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・活動救急救命士の増加が予想を大きく上回ったため、目標を達成することが出来なかった。
 気管挿管認定がより一層進められるよう、講習及び実習の円滑化に配慮する必要がある。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・近年、救急救命士の処置拡大が図られているところであり、その認定を受けた救急救命士の割合は、救急搬送体制の高度化の指標として有効であるものとする。